

会計	10	一般会計
款	4	衛生費
項	2	清掃費
目	2	し尿処理費

所管課	下水道課
事業名	し尿処理事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑤-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	27,404	11,819		9,168			9,168	▲ 18,236
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	40						▲ 40
一般財源	27,364	11,819		9,168			9,168	▲ 18,196

事業概要	し尿処理施設(し尿及び浄化槽汚泥の処理)の運転及び維持管理 し尿受入、処理施設全工程の各種機器の運転管理及び点検等に係る経費。平成28年度末に下水道センターに汚泥等受入施設が完成することにより、し尿・浄化槽汚泥の処理を下水道センターへ移行し、平成29年度中に閉鎖する。	今年度見直し事項	
事業目的	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指し、公共下水道に接続していない全ての汲取りし尿と浄化槽汚泥を効率的に適正処理する。		
現状と背景	下水道整備が進むにつれて事業対象が減少していく。これに伴い処理効率が悪くなることから、平成28年度に下水道センターに汚泥等受入施設を新設して、平成29年度にし尿・浄化槽汚泥の処理を下水道センターへと移行する。	その他	

会計	10	一般会計
款	4	衛生費
項	2	清掃費
目	2	し尿処理費

所管課	下水道課
事業名	汚染負荷量賦課金(浄化センター)
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑤-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1		1			1	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	1	1		1			1

事業概要	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害によって生じた健康被害の損害を補てんするための負担金。大気汚染防止法の規定による、ばい煙発生施設に納付義務。 浄化センターの汚泥焼却施設が対象。(現在は廃炉)	今年度見直し事項	
事業目的	公害被害者への補償給付、及び公害健康福祉事業の実施。		
現状と背景	旧施設の焼却設備より排出された硫黄酸化物に対する補償金を賦課金として拠出するもので、年々減額されている。	その他	

会計	10	一般会計
款	4	衛生費
項	2	清掃費
目	2	し尿処理費

所管課	下水道課
事業名	浄化センター閉鎖事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑤-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		8,468		8,468			8,468	8,468
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源		8,468		8,468			8,468

事業概要	<p>浄化センター閉鎖に伴い、次の業務を委託する。</p> <p>(1) 第1反応槽・循環ポンプ槽等清掃及び残渣処分業務</p> <p>(2) 活性炭引取業務(再生処理)</p> <p>(3) 薬品等処分業務(産業廃棄物)</p>	今年度見直し事項	
事業目的	<p>浄化センターのし尿・浄化槽汚泥受入を平成29年度に終了し、施設の清掃・不要となる薬品等の処分を適正に行うこと。</p>		
現状と背景	<p>下水道センター汚泥等受入施設が完成することにより、し尿・浄化槽汚泥の受入は下水道センターへ移行する。</p>	その他	